

禪那院珍海の逆謗除取積について

成 瀬 隆 順

一 はじめに

五逆罪と誹謗正法の罪を犯した者を除くとする『無量寿經』第十八願と、十悪五逆を犯した者でさえ救済される『觀無量寿經』下品下生の經説の相違について、中国・朝鮮淨土教の諸師は様々な解釈を行いその矛盾を会通してきた。平安時代後期に東大寺東南院で活躍した珍海も、淨土教義に関する主著である『決定往生集』「第六除障決定」の項で、懷感撰『群疑論』に「逆謗除取」に関する十五家の異釈があることを示した後、淨影寺慧遠が示す人（善趣・常没・行（定善・散善）二種の立場による解釈を用いて、五逆・謗法人が往生する可能性を問答の中で模索している。この「第六除障決定」に見られる問答は石田瑞麿氏や普賢晃寿氏の研究にも言及されているが、引用元に遡っての詳細な考究はなされていないようである。

一連の問答では、五逆罪・誹謗正法・一闍提・決定業転についての問題が論じられている。本研究では五逆罪と誹謗正

法に関する問答に引用される諸師の思想を検討し、珍海の捉えた「逆謗除取」の解釈が示す独自性を明らかにしつつ、慧遠が定義する善趣位・常没位、更には下品人を善趣、即ち十信と捉える慧遠の九品説の一端にも触れてみたい。

二 善趣位・常没位の定義

「逆謗除取」の考察に先立ち、慧遠述の『大乘義章』に説かれる善趣位・常没位の定義を確認しておきたい。『大乘義章』巻十七末「賢聖義」に次のような解説がなされている。

言「外凡」者、善趣之人向_レ外求_レ理、未_レ能_レ息_レ相内縁_二真性_一、故名_レ為_レ外。六道分段凡身未_レ捨、故名_レ為_レ凡。

次第二門、随_レ別解_二積_一。先解_二善趣_一。依_二瓔珞經_一善趣位中、修_二十種心_一名為_二十信_一。

この二文では、外凡とは「善趣之人」のことであり、『瓔珞經』に依って善趣位で十種の心を修するので十信にあたる」と読み取ることができる。次に常没位について見てゆきた

い。同じく「賢聖義」では、菩薩を漸入菩薩と頓悟菩薩の二種に分別している。小乗に入った後に大乘に転向する漸入菩薩の「位分」を説明するに際し、『涅槃經』の説として常没位が以下のように説かれている。

次対レ小分別。菩薩有レ二。一是漸入。二是頓悟。言二漸入一者、先小後大。

…〔中略〕…

問曰、此等既入二大乘。於二大乘中一位分何処。經無二定判一。唯義推レ之レ応レ在二善趣一。於二大乘中一初發心後未レ至二三種性一悉名二善趣一。二乘入レ大在二此位中一。云何得レ知レ非二善趣前一。涅槃經中說二善趣前一名二為二常没一。常没三塗三常没三有三。此非二常没一。故知レ非レ前。

種性すなわち十住以上に至らなければ悉く善趣とし、『涅槃經』により善趣の前に常没位があることを明かしている。

『決定往生集』「第五修因決定」に「謂十信前常没位中」と記し、「乃名二隣近善趣人一也。」と言い換えることも符合する。これら慧遠の説示により、善趣位は外凡の十信の位にあり、その善趣位に入る以前の位が常没位であるとの定義が確認できた。懷感撰『群疑論』卷三の「逆謗除取章」では、十五家の異釈がある中、七番目に「七觀經取者、是十信菩薩人。壽經除者、非三十信菩薩人。」と記されている。『群疑論』では十五家の異釈に人名を記してはいない。これに対し、道忠は『群疑論』の註釈書である『群疑論探要記』で、

禪那院珍海の逆謗除取積について(成 瀬)

この第七説の説者を「淨影」としている。後出の慧遠の逆謗除取に関する註釈では、「善趣」と記すが「十信」の表現は用いられていない。道忠の判断の根拠はこの定義に求められるのであろう。

三 五逆罪について

『決定往生集』「第六除障決定」では「逆謗除取」の問いに對し、『群疑論』中に十五家の異釈があることを示した後、慧遠が示す人(善趣・常没・行(定善・散善)二種の立場による解釈を取意引用して、珍海は次のように答えている。

問。觀經下品下生之者造二(造二×)十惡五逆一具三諸不善一、由二十念一故レ生二淨土一。大經之中除二五逆者一。二說相違、云何二(十可)會耶。

答。群疑論中出二十五家異釈一已、自更解レ之。如レ此古今云云、不同。然依二淨影一有二(十)解一。積一。一云、過去發二菩提心一、遇レ緣造レ逆必有二重悔一、亦得二往生一。若是常没造二逆罪一者終無二生理一。又修二定善一滅二五逆罪一。故得二往生一。若但散善不レ能滅レ之、則二(則二即)不レ生也。故二經中說レ生、說二不生一、各依二三義一終不相違也。由レ此応レ知、善趣之人若造二逆罪一、若不レ造レ逆、皆得二往生一。若常没人造逆之者不レ得二往生一。若不レ造レ逆便得二生也。就二定一散一、弃准レ此可レ知。

人に約した場合、過去に菩提心を發した者は、縁により逆罪を犯したとしても、必ず重悔があるので往生できるのに

対し、常没の造逆は「終無_レ生理_一」であるから「不得_レ往生_一」であるとする。また、行に約した場合は、定善の造逆は逆罪を減する事ができるので往生可能であるのに対し、散善の造逆は逆罪を減する事ができないので「不生_一」であると、慧遠の二種の解釈を珍海は示している。「由_レ此_レ知_一」と続く論述で、善趣と常没とを列記するので、ここで過去に菩提心を発した者は善趣位であると理解できよう。この『決定往生集』に引用される慧遠説の該当箇所は以下の①『無量寿経義疏』と、②、③『観無量寿経義疏』の二書に確認できる。

① 慧遠撰『無量寿経義疏』卷下

問曰、於_レ彼_レ觀經之中_一、說_レ五逆等皆得_レ往生_一。今此經中言_レ不得_レ往生、此言何論。積有_レ兩義。一約_レ人分別。人有_レ二種。一者久發_レ大乘心_一。遇_レ緣造_レ逆、如_レ三闍王等_一。此雖_レ造_レ逆、必有_レ二重悔。發心求出、能滅_レ重罪、為_レ是得_レ往生。觀經_レ此_一。二者先來不_レ發_レ大心、現造_レ逆罪、多無_レ重悔。不_レ能_レ決定發_レ菩提心、為_レ是不_レ往生。此經_レ此_一。二約_レ行分別。行有_レ一定・散。有_レ人雖_レ復造_レ作逆罪、能修_レ十六正觀善根、深觀_レ三昧、除_レ滅重罪、則得_レ往生。觀經_レ此_一。若人造_レ逆、不_レ能_レ修習觀_レ三昧、雖_レ作_レ余善、不_レ能_レ滅_レ罪。故不_レ往生_一。此經_レ此_一。

② 慧遠撰『観無量寿経義疏』卷末

又問。大經說_レ五逆不得_レ往生_一、此經宣_レ說逆罪得_レ往生。其義云何。積有_レ兩義。一約_レ人分別。造逆罪人有_レ上有_レ下。善趣已前常没造逆、說以為_レ下。善趣位中遇_レ緣造_レ逆、說_レ之_レ為_レ上。如_レ三世王等_一。上人造_レ逆必有_レ二重悔。令_レ罪消薄。容_レ便得_レ往生。此經就_レ之_レ故說_レ五逆亦得_レ往生。下人造_レ逆多無_レ重悔、不_レ可_レ得_レ往生。大經就_レ此故說_レ不_レ往生。二約_レ行分別。造逆之人行有_レ一定・散。觀_レ三昧名_レ之_レ為_レ定。修_レ余善根。說_レ以為_レ散。散善力微不能_レ滅_レ除五逆重罪、不_レ得_レ往生。大經就_レ此故說_レ不_レ往生。定善力強能消_レ逆罪。容_レ得_レ往。此經明_レ觀所以說_レ生。分別如是。

③ 慧遠撰『観無量寿経義疏』卷末

問曰、如_レ大經中_一五逆不_レ往生。今此何故五逆亦生。積言、隨_レ人不同故爾。若是宿世無_レ道根_一者、現造_レ五逆_一終無_レ生理_一。若是先發_レ菩提心_一、雖_レ復遇_レ緣造_レ作五逆_一、四重等罪、必生_レ二重悔。如_レ三世王等_一亦得_レ往生。乃至大乘善趣之人有_レ造_レ作五逆_一、四重・謗法罪_一故。十惡名義備如_レ上_一。

「約人」に関して①では善趣・常没の名称は用いず「大乘心」の有無により重悔の有無が生じ、その結果としての往生の可否が二經の相違であると述べている。それに対し②では「大乘心」には触れず、造逆の罪人に上・下の二人があるとし、それぞれに善趣・常没を配当している。③では「宿世無_レ道根_一者」と「先發_レ菩提心_一」を対比し往生の可否を

論じている。これらを総合すると、過去に発菩提心し重悔が有る者が善趣であることが読み取れる。

少し本論より逸れるが、慧遠の『観無量寿経義疏』で下品人を分別している箇所以下のように示すのは興味深い。

次論^三下輩。此人過去曾修大乘^一故、大經中宣說、此人發菩提心、聞深法^二信樂不疑。現在遇緣造作諸罪^三故、此經中偏彰其過。現雖作罪善友開導、歸向之力故得往生^四。

ここでは、下輩人（下品人）は過去に曾て大乘を修した者であると論じられている。A、Cで過去に発菩提心した善趣の人と同じであると考えられ、冒頭の善趣位の定義と考え合わせると、慧遠は九品中の下品人を善趣位、すなわち十信に想定していたと考えられるのである。『無量寿経義疏』において「大乘人中、外凡善趣、名為下品^B。」と述べていることから、慧遠の下品人に対する階位の配当を伺い知ることが出来る。このことは良忠述『観経疏伝通記』巻五「玄義分第五¹⁴」に論じられている問題でもあり、更なる検討が必要である。

「約行」に関しては二書にはさして違いは見られない。Aでは、定善は即ち「十六正観」であり、散善は観仏三昧ではなく余善を作すことが散善であると規定されている。このAの説示は、Bに「観仏三昧名之為定。修余善根一説以

為散。」と明確に示していることと符合している。

以上、『無量寿経義疏』と『観無量寿経義疏』の人・行に關する慧遠の解釈が織成され、先の『決定往生集』中の慧遠説としての引用が成り立ったことが確認することができた。

加えて続く問答では、珍海は常没の造逆人が往生する可能性を、慧遠の説示をもとに導こうと試みている。

問。常没造逆必不生耶。

答。此有二義。一云、定不生故言終無生理。一云、或有生者。然依二分故言不生。故記文云、下人造逆、多無重悔。既言多無。故知、少有。若爾何故本願除之。以不定故願中簡也。若（若問）答生者、何故記云終無生理。拋（拋答）無重悔故言終無耳。又有二意。若修觀者設雖常没造逆、亦得往生。然修正観乃入善趣故。於此中更可審思。

答えに二義有りとし、一説には先程のCに示されるように「終無生理」との理由から「不生」であるという。しかし、もう一説としては「或有生者」と、往生の可能性を見出そうとする。その根拠はBで「下人造逆、多無重悔。」と示されるからであり、重悔が多くは無いが少しは有る、と慧遠説の行間を読み取り往生の可能性を見出すことに腐心している。更には人・行の二説を組み合わせ、常没の造逆でさえも定善の十六正観を修すれば往生が可能であると述べる。しかし、正観を修すればそれは既に常没ではなく善趣

の人となつてしまふ矛盾が生じるため、「更可_二審思_一」と更なる検討を促している。

四 誹謗正法について

次に、謗法人に関する問答を検討してみたい。この問答に關しても答えに二義有りとし、以下のように答えている。

問。謗法之罪為_下由念仏滅_レ之往生耶。
 答。有二義。「云不生。無異說故。故嘉祥疏云、闍提不_レ信他方淨土。故不_レ得_レ生。」云、亦得_レ往生。觀經文云、五逆十惡具諸不善。感師引_レ此文、云、無惡不造_一云。故知、此人謗法亦得_レ往生。故觀仏三昧經第二卷云、謗_レ方等經、作_レ五逆罪、一日觀_レ仏一相好_一者、皆悉尽滅。略抄 觀經記云、乃至大乘善趣之人、亦有_レ造_レ作_レ四重・五逆・謗法罪_一故云。若善趣位謗法之者、准_レ五逆人_一亦可_レ得_レ生。或常没位已謗法者、後修_レ定善_一容_レ使_レ得_レ往_レ往_レ云、以_レ不信_レ故不_レ得_レ往生_一云。准_レ此釈文、雖_レ是謗法_一若後改悔信_レ受大乘_一不_レ妨_レ往生_一。又既言_レ明_レ惡不_レ尽_一。故知、理_レ亦可_レ生也。¹⁶⁾

一説では「不生」を説くのであり、根拠を吉蔵の説示に求めている。「闍提不_レ信_一他方淨土_一」との引用はそのまま見出せない。おそらく次に示す『觀無量壽經義疏』後半の傍線部に該当すると考えられる。

解云、第三品明_レ惡有_レ三人。初明_レ作_レ十惡、次明_レ作_レ四重、後明_レ作_レ五逆。不_レ明_レ謗法・闍提。故明_レ惡不_レ尽_一。十惡・四重・五逆並得_レ生_一西方。若是謗法闍提不_レ得_レ生也。所以謗法・闍提不_レ得_レ生者、闍提不_レ信_レ法。臨終雖_レ為_レ說_レ有_レ無量壽仏_一彼終不_レ信_一。故不_レ得_レ往生_一。又謗法亦爾。如_レ小乘人_一聞_レ說_レ有_レ十方仏_一不_レ信_一。故不_レ得_レ往生_一也。以_レ現修因有_レ勝劣_一故言_レ三品不同_一也。

もう一説としては往生を得ることができるとしている。その根拠として觀經に「五逆十惡具諸不善」と説くのに對し、『群疑論』卷三で「觀經言、下品下生者、或有_レ衆生、造_レ五逆・十惡、無_レ惡不_レ造_一」と、惡として造らざるは無いと言ひ換える箇所を引用する。本来、懷感が五逆人の可否のみを扱っている文脈で、珍海は「具諸不善」に謗法人も含める独自の解釈を施している。『觀仏三昧經』により経証を行った後、先程の◎の説示より「乃至大乘善趣之人、亦有_レ造_レ作_レ四重・五逆・謗法罪_一故。」と引用し、善趣の人は謗法罪を犯しても往生できると述べている。加えて常没の謗法人でさへ後に定善を修すれば往生できるとし、「不_レ明_レ謗法・闍提往生_一者、明_レ惡不_レ尽_一。又云、以_レ不信_レ故不_レ得_レ往生_一。」と、吉蔵が謗法・闍提人の往生を否定する文言を引用しつつも、後に改悔し大乘教を信じることにより往生の可能性を見出す珍海の謗法人に対する姿勢を、ここでは読み取ることができる。

五 結語

以上の考察により、珍海の逆謗除取積では慧遠等の教説を承けながらも、独自の解釈により常没造逆・謗法人の往生の可能性を模索する姿勢を確認することができた。また、考察の過程で慧遠が『大乘義章』で定義する善趣と常没の位、更には九品中の下品人を善趣、即ち十信位と捉える慧遠の九品説の一端も伺い知ることができた。この他にも「第六除障決定」においては、奥野光賢氏の研究⁽¹⁹⁾にもあるように、小乗では決定業とされてきた五逆・謗法人が「決定業転」によって大乘では往生可能となる問答が繰り返し広げられている。決定業についての問題は別稿での検討課題としたい。

- 1 石田「二九六七」二〇〇―二〇一頁、普賢「二九七二二―二四四―二四六頁を参照。
- 2 大正四四、八一〇頁中。
- 3 大正四四、八一三頁中。
- 4 大正四四、八〇九頁中下。
- 5 『涅槃經(北本)』大正一二、五七四頁下、もしくは『涅槃經(南本)』大正一二、八二二頁下。
- 6 大正四七、〇四三頁下〜〇四四頁上／浄全六、〇三四頁上下。
- 7 浄全六・二八二頁下。
- 8 大正八四、一一三頁中下／浄全十五、四九六頁上下(一)

禪那院珍海の逆謗除取積について(成瀬)

は浄全による。以下同じ。

- 9 大正三七、一〇七頁中／浄全五、〇三六頁上。
- 10 大正三七、一八四頁中下／浄全五、一九五頁下。
- 11 大正三七、一八五頁下〜一八六頁上／浄全五、一九八頁上下。
- 12 大正三七、一八三頁下／浄全五、一九三頁下。
- 13 大正三七、一〇七頁中／浄全五、〇三六頁上。
- 14 大正五七、五四四頁上〜下／浄全一、一七二頁上〜一七三頁上。
- 15 大正八四、一一三頁下／浄全十五、四九六頁下。
- 16 大正八四、一一三頁下／浄全十五、四九六頁下。
- 17 大正三七、二四五頁中／浄全五、三五〇頁下。
- 18 大正四七、〇四三頁下／浄全六、〇三四頁上。
- 19 奥野「二〇〇六」を参照。

〈参考文献〉

- 石田瑞麿『浄土教の展開』春秋社、一九六七
普賢晃寿『日本浄土教思想史研究』永田文昌堂、一九七二
奥野光賢「珍海の『決定業転』『懺悔滅罪』思想」望月海淑編『法華経と大乘經典の研究』山喜房佛書林、二〇〇六

〈キーワード〉 珍海、慧遠、「決定往生集」、「大乘義章」、五逆罪、

誹謗正法、善趣、常没

(早稲田大学非常勤講師)